

公衆無線LAN環境整備事業プロポーザル審査要領

公衆無線LAN環境整備事業（以下「本業務」という。）に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

- (1) 別途定める「公衆無線LAN環境整備事業公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

2 審査項目及び点数

評価点は各委員 100 点満点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別紙「選定基準」のとおりとする。

3 選定委員会

参加者から提出された提案書等を審査するため、選定委員会を次のとおり開催する。なお、選定委員会では、提案した参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日程及び場所

日時：令和6年11月26日（火）

場所：高知市役所本庁舎 6階 601 会議室
（高知市本町5丁目1-45）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は、1者につき25分以内とする。

イ プレゼンテーション終了後、選定委員からの質疑の時間を15分程度設ける。

ウ プレゼンテーションの順番は別途通知する。

4 審査方法

(1) 選定委員会では、参加者から提出された提案書と選定委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。

(2) 各選定委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「選定基準」に基づいて審査を行う。

(3) すべての参加者の審査終了後に、各選定委員の審査結果を集計し、合計評価点の高い者から順に候補者と次点者を決定する。

(4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、業務参考見積書の額が安価な者を候補者とする。また、業務参考見積書の額が同額だった場合、選定委員の合議の上で候補者と次点者を選定する。

5 委託先の候補者及び次点者の選定

- (1) すべての参加者のうち、合計評価点が最高位で、かつ本業務を遂行する能力を有する者を委託先の候補者（以下「候補者」という。）として選定する。ただし、選定にあたっては最低基準点 300 点（合計評価点が満点の 60%）以上の者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの参加者が 1 者のみの場合においても、最低基準点以上でなければ候補者として決定しない。
- (2) 合計評価点が候補者の次に高く、かつ本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、候補者と同様に最低基準点 300 点（合計評価点が満点の 60%）以上の者だけを対象とする）。

6 その他

- (1) 審査のために配布した資料は、審査終了後、すべて回収する。
- (2) 審査結果の通知時に、候補者の名称及び所在地、合計評価点、その他の参加者（「B社」「C社」等と記載）の合計評価点を市のホームページで公表する。また、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、その他の事項についても公開の対象となる。ただし、個々の選定委員の採点は公表しない。
- (3) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。